

押印廃止および各申請・届出に係る本人確認等について

<押印の廃止について>

行政書士法施行規則第9条により、行政書士が作成した書類に職印の押印が必要な場合を除き、原則として全ての申請書類に押印は不要です(誓約書・実務経験証明書・委任状等を含む)。

<窓口での本人確認について>

押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。)の施行(令和3年1月1日)による押印廃止に伴い、申請・届出(以下「申請等」)のために窓口にお越しの際は、下記により持参者の本人確認をしますので、本人確認書類等を必ず持参いただきますようお願いします。

本人確認書類は、申請等の時点で有効なものをご提示ください。

【注意】

本人確認ができない場合は申請等を受け付けません。

持参者のうち下表の⑥に該当する場合は、窓口での申請・届出書類の補正はできません。

⑥の方が持参された書類に不備等があった場合は、補正内容をお伝えしますので、申請・届出者本人(以下「申請者等」)が補正を行い、再度提出してください。

持参者	本人確認書類※1 (原本提示)	委任状(押印不要・添付)
① 申請者等(法人の代表者)	○	—
② 申請者等(個人事業主)	○	—
③ ②の家族	○※2	—
④ 申請者等の従業員(法人の代表者以外の役員を含む)	○※2	—
⑤ 行政書士	○※3	○
⑥ 上記以外の方	○	—

※1 運転免許証やマイナンバーカード(提示は表面のみ)、健康保険資格確認書、社員証など

※2 本人確認書類では申請者等との関係性が確認できない場合、⑥の方と同様の対応となります。

※3 行政書士の場合は「行政書士証票」、行政書士の補助者の場合は「行政書士補助者証」

<行政書士による代理申請の取扱いについて>

行政書士法に基づく行政書士による代理申請について、奈良県における建設業許可等にかかる申請等の取扱いは、以下のとおりです。

なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法により禁じられています。

また、公認会計士・税理士等の資格を有する者も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けなければ行政書士として活動できませんのでご注意ください。

各申請・届出における委任状の添付について

- ・ 委任状は、各申請・届出別に作成してください。以下の内容であれば、書式は自由です。
- ・ 委任状の日付は、各申請・届出の日において作成後3ヶ月以内のものを有効とします。
- ・ 委任の範囲は、具体的に記載してください。
- ・ 委任状には、受任する行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- ・ 委任状の原本を申請書・届出書の正本として添付し、写しを副本に添付してください。
- ・ 委任状に委任者の押印は不要です。

各申請・届出書類における申請者(届出者)欄の記載について

- ・ 代理申請を行う場合、書類の申請者・届出者の欄は、行政書士の記名押印(行政書士法施行規則第9条第2項)の上、申請(届出)者名を必ず記載してください(申請(届出)者の押印は不要)。
- ・ 申請・届出書類の申請事務担当者の欄には、行政書士の連絡先を必ず記載してください。

各申請・届出における本人確認について

- ・ 本人確認は、以下の本人確認書類の提示により確認を行います。
行政書士 ： 行政書士証票
行政書士の補助者 ： 行政書士補助者証